

令和2年2月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246

関市緑ヶ丘2-5-78

TEL : 0120-337-301

FAX : 0575-24-5733

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・ 厚生労働省 ・ 国土交通省 ・ ㈱官公通信社 ・ 高齢者住宅新聞社 ・ 福祉新聞 ・ 日本経済新聞 他

社会的企業を認証へ 東京都が 就労応援条例の骨子案を公表



東京都は10月31日、障害者や引きこもりなど就労が困難な人を応援する「都民の就労を応援する条例」（仮称）の骨子案を公表した。就労困難者を多く受け入れる社会的企業「ソーシャルファーム」の認証制度を導入するのが柱。12月の定例議会に条例案を提出する。

ソーシャルファームは事業収入が主な財源で、税の投入は基本的にない。就労困難者を相当数雇用し、支援を受けながら他の従業員と一緒に働くのが特徴だ。1970年代にイタリアで誕生し、ヨーロッパでは約1万社ある。

骨子案によると、ソーシャルファームの創設と事業活動を支援するための認証制度を導入する。認証基準や支援メニューは条例ではなく、別途策定する指針に盛り込む。

このほか条例では、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の考え方に立って就労支援することを基本理念に掲げ、都、区市町村、事業者、都民それぞれの役割を明示した。

職業体験や職業能力の開発、職場定着など就労支援に向けた施策の方向性も示した。これに基づき、都は具体的な施策を展開していく予定だ。

都によると、同様の条例は全国的にも珍しく、都道府県単位でソーシャルファームの認証を規定した条例は初めてだという。